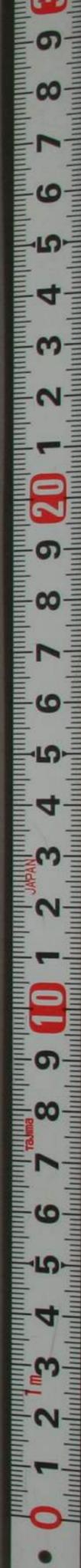


| |
|-----|
| 73 |
| 653 |
| 1 |



門 17 3
159

四季艸四之卷 秋草上

○目錄

○武家禮法之部

武家禮法

小笠原伊勢

諸禮

無禮人

陪臣無禮

當世人

故實

○人品称呼之部

公方

御臺

殿

樣

若殿

御簾中

奥樣

上樣

女房

新造

御前樣

御袋

女郎

家來

御所

○四季艸秋の卷上目錄

〇一



○人體之部

月代

額隅

女假粧齒黒 抜眉

下髮

○姓名之部

姓氏差別

姓

氏

八色外姓

尸

複姓單姓

姓ニ付ル氏

假名

實名

字

童名

兵衛衛門

百官

東百官

太郎次郎

氏左衛門 右衛門 権

某内某藏 某作

小太郎又太郎

某大夫

助丞

諱

諡

又名

女名於字

○役名之部

家老年寄

城代

用人

奉行

奏者

馬廻

代官

同朋

中間侍力者 雜色

小者

右筆

藏汰師

足輕

通計六十三條

四季艸四の巻 秋草上

武家禮法之部

武家禮法

禮ハ朝廷より定め出されて天下の万民貴賤上下の品位成乱
を失ひ多し。よきりて。平相國清盛が如き上成ふ心か
ろよまを逆臣出来く天下を乱せり。源頼朝卿平家を追
討し天下の乱成鎮えて。外もえ君不忠有りて臣の礼成守
るふ似きりこいど。内も奸佞の志を内をさす。日
本國の惣追捕使と云ふ職成申受ふ。い法と成く日本國

明治四十一年七月一日
執行弘道 氏寄贈

を奪取ウバヒするもごころにありて政改申行むるは小よ
りて公家武家こ二つよごころぬ。かくて公家よごころなり
公家礼あり。武家よと武家の礼出来きり。天下の万民武威ア
伐怖ウるごうゆゑ。皆その武家礼よとごころぬ。事とありぬ。
ち小自然の勢ヒなりかくて鎌倉の代ホロにむく相継て足利尊
氏公天下礼政を取行ひり。事とありて後三代の將軍義満
公の世小およむて。更よ武家の礼法を定めて。礼書改作アで給
む。このど。其書ハ應仁の大乱小紛失ワシレツしたる。形也。其々
雑ニ拾遺ニ藤原行定作云公方義満の世より將軍家を公方と称
して。万事の礼法改院礼御所小比一り。小此時よ武家の

故實を定めむとて。今川九京大夫氏頼小笠原兵庫助長秀
伊勢武藏守満忠等小下知して。天下礼侍を十一位よ分ら
せり。所謂御一族大名守護外様評定衆御供衆申次
番方國人奉公方未男ミナシこれあり。公方の直臣ハ胎中六位よ
比たる故叙爵の時五位あり。未男ハ無官の御家人をい
るなり。然れどもと六位小準ヨロツたる形也。其外万礼武法改編ア
る事十二卷。小これをニツケ賤方カタの書と申あり。云々貞丈按よ。
此説ハ誤あり。公方の称ハ義満公の時始る小あり。此下事
委キ記シ小笠原兵庫助長秀ハ。彼家礼系圖よ見え。小バ
違タガひる。今川九京大夫氏頼伊勢武藏守満忠の二人

バ難じこのむべき事甚多し委たれ事と予が先年
 著したる三議一統辨といふ書に記せり。前ふもいふ
 如く。義満公の時作らるる礼書ハ。應仁の乱れ時亡ひ失
 ちりる。道照愚草 伊勢六郎左衛門尉平貞順の記あり。天文永祿頃の人あり。 云。殿中の
 礼節并諸人官の事。勿論昔々の御法度雖有之。猶以被
 定置訖。爲御物殿中不出の御式目ハ。應仁の一乱小紛失云
 云。此段常々汲古被仰聞しとあり。貞仍も同前し物語申
 たる由。貞遠注し置く内し在之云こと記せり。
汲古ハ政所職伊勢伊勢
守平貞宗朝臣号汲古齋法名金仙寺貞頼ハ伊勢下総守貞仍後改
貞頼号宗五又旭拙齋貞遠ハ伊勢右京亮三人共將軍義政公の代
の臣彼禮書亡び失せし事是れ知るに

小笠原 伊勢

小笠原家ハ弓馬の家にて。京都將軍家の御師範るものなり
 ぞ。其頃弓馬ハ御當流と稱し。此家代宗よりして。諸士其門
 人と成りしあり。小笠原ハ其頃節朝衆と云ふ。年始五節
 供朝日十五日は。このを仕する家にて有し。ゆゑ殿中の
 礼法の事ハ。ハかゝるうごさるるなり。其をも由。吾管中ハ
 座敷に立ぬるまじ。冠婚等の礼ハ。知る家とあり。或。然るも今
 世小笠原流と稱して。座敷に立ふるまじ以下教する人何ぞ。是
 ハ彼家の私に家風ありむ。世ハ伊勢流といふハ。我家の事な
 り。予の先祖ハ代々伊勢守に任じ。政所職御所奉行と云ふ

めみたるはばうりて。骨はぐとちりて味ひたるもあらず。其上家傳の說。秘事口傳あどいむ。一川と古書と合はる作事。事はしらへて。故實と偽りて。人をきくがらひぬ。ぐひ。近世はちやてそのなり。物識して家人のことを見。腹をかへく笑ひ物なりて。賤しむまじき。物知らぬ人の腹をわけて。尊む信むをいひて。事なり。

無禮人

賤しき者貴人の前へ出て。貴人を敬まざる人あり。これ造賢人。又ハ驕者。あふ事あり。然るに諂ひを人あり。とてほむる人あり。是大なる心得なきなり。礼ハ貴賤の位を乱る

は。礼為の法なり。ゆねで賤き者ハ貴人をバツリも敬まざる事あり。ふらやまはごあむ。礼を知らざる無法者あり。犬猫も同ト者あり。貴人を敬ふ諂ふあり。天下の大法も礼の道なり。諂ひといふハ。たゞバ貴人の鹿を指して善き馬ありと仰らるる。實はこれ御馬にて候といふたぐむあり。とく辨ふべき事なり。

陪臣無禮

大名の内れ者。公方の御旗本衆を敬まらぬ。同輩の如くふあへる。無礼なる事。近世はをなりもあらず。大名の内れ者ハ。幾万石を領すも。其大名の親族ふても。家老職を勤

ることも陪臣あり。御旗本衆ハ二三百石を領する御番衆たる
や。公方の御旗本をうへて奉る歴々の士あり。役の輕さ
重をも。祿れ多き少きも。くらむ物も。よき事形も。彼
者の主人と。是る大名と。御旗本衆こそ傍輩たる。近くい
ふ。己の主人の傍輩に對して無礼をなす。我主人に對し
て無礼よ。あはれ形も。遠くいふ。公方の御威光は。こ
く御旗本衆に對して無礼をなす。公方は御威光を恐る
奉らざる形也。近世ハ利徳成事と。貧富を論する由也。
富者代貴び。貧者を賤しむ心より。して。貴賤の礼みざる
事あり。嘆く。是事あり。武士ハ格式を。正さざる

事あり。富と貧と。以て人を上げ下おする。ハ商賣人などの
風俗形也。武士の礼あり。あり。次

當世人

近世武士の禮儀を。さ。行儀正しく。武道成。忘れ。は
人を。堅き人あり。當世を知らざる。馬鹿者形也。と。謗
り。交らば。不者多し。さ。やう。あはれ。さ。ら。者ハ。交らぬ
こそ幸あり

故實

故實といふ事。故ハふる。あり。實ハ事實形也。史記魯世
家の注。故實ハ故事之是者とあり。文選 卷四の注。故實

先王之道也と何ぞ。是いふへの事實を取て法とせし依
事をいふあり。温故而知新と論語を見えたり。武家の
礼法もいふへの事或手本より。今此事の時宜ふ叶ふ
様よをいふ故實と云ふあり

人品称呼之部

公方

公方コウハツと云号ハ俗説ハ足利將軍尊氏公より三代義満公ハ
公方号勅許ありと云り始ると云ふ誤あり。義満公以
前より有し号なり。祇園執行日記抄曰。貞和六年七月廿
六日。濃州御敵責來る。近江。坂山中宿邊之間。洛中騷動。中

十一月六日。去夜周濟房舍。茅右衛門藏人。自公方被討了。
参考太平記 この公方と云ハ義満公の父義詮公を指すとい
ふ引け也。七卷塩飽入 小私の眷養より。公方の御恩
をも蒙らば云々。同書廿五卷京勢重て 小公方の催促をも
不相待。我先小と天王寺へぞ向をる云々。又廿五卷北野通夜物
を書た 我身の爲は聊ある事をいふ。公方事ハ
る條よ 千金万玉をも惜まぬ云々。是等公方といふハ皆義満公よ
里も以前の事なり。其頃公方といふも。今世公儀よりいふ
不同ト意あり。將軍家を下より尊びて。公方といふも依
形を勅許宣下あるべき号ハあり。南朝記傳。將軍御

家譜 予う家小 傳來の書 等ふ。義満公小公方号賜印一 事ハ見えん

御臺

將軍家の御妻を御臺ダイ云事。摂政関白の御妻ハ御臺盤ダイバン所ドコロといふ。准して。將軍家の御妻をも御臺盤所といふ。御臺盤所ダイバン云云を中略して御臺所といひ。又略して御臺ダイと云ふ。膳部ゼンを云ふ。食物成盛置く所なり。今世臺所といふ。臺盤所の畧語也。人の妻を侍者ハ夫の食物を調味及ぶに事あるふりて。御臺盤所と云あり。貴人あれども。其本の職分を云ふれば。めんが爲の名なり。

殿

殿と称する事。禁中にて殿と称するハ。摂政関白より外には。いと。其外の人を表向ふ。殿と云ふ。内この私の方や。侍り。家僕も。主人の事ハ殿といふ事も。内この敬ひあり。古より有し事あり。殿ハ宮殿キヤテンの殿。て。宮殿をかまへ居住し。ふ申。殿といふ。御事。や。摂政関白殿。又殿と云ふ。神の事を大神宮ハ幡宮といふ。宮と同意あり。さ。殿と云ハ。至。あり。常の人。名。殿を。よ。ハ。分。過。事。内。私。の。敬。ひ。殿。と。云。ふ。事。

様

様といふ事。是ハ殿とて意味違ひたる事なり。直ハ貴人の名成
指して云ふも。恐を憚る心少く様の字を加へて云ふ事也。此
き伝水草 二百三十九章 小あふ御所ごむはぬるに女房といひ。太平
記 廿七卷左兵衛督 欲討師直の條 小執事さまづの引出物して。猶殿中
ごむの事。内々兼王候へとて。齋藤粟飯原を歸しけりといへ
るたごひハ。御所むさ殿中むにあらざりふよ同ト。お母やけ
ごよ。私にぬ。何のさぬ。此はよ。上ごぬ。下ごま等も。名の下ふ
そんく云ふさると一意なり。應永記。大内左京大夫義弘入道
ハ。これと思えん者共ら。討取く御所様の御目ふかけとて。

名乗うけく戦ひたる云々。又永享四年九月。將軍義教公。富
士見にて駿河國へ下向し。多ひけず時。飛鳥井雅世卿供
奉して。富士記行を書給へず其發端。公方様富士御覽と
書出し。多へ。此頃より様といふ事。何れ。御所むさ公方む
きといふが如し。直よさく向ていそぬ意あり

若殿

と此人の嫡子を若殿といふ事古ハあし。若君といふ事ハ
古書に見えたり。古も若殿がらといひ。事ハあれども。是
々若き侍といふ事なり。近世ハ將軍家の御嫡子の
と成。若君様といふあれば。そまよ。憚りて大名以下に

嫡子を若殿といふ形を

御簾中

貴人の妻は御簾中といふ事。御簾の中はおつしほりて、
うけづゝしを人に見え給えぬ意よといふあるはし。は
や古書みは此称見おとばす

奥様

人の妻を奥様といふ事古ハあし。近世の称なり

上様

賤き者の妻は人より称しをみさるといふ事古ハ違
ひし。古ハ貴人の妻を称して上さまといひあり。女

官飭抄の奥書小。此本前一條殿。攝政殿室町殿の上き向へ志し

てよわうせしを候を寫留て候云。又蜻川殿中日記。蜻川新右衛門少尉宮道親元日記

寛正六年正月十日の條小。御成御供同カミサニ上御供様五人

貴殿北小路亭御風呂時宜具ツツサ小御成方小記之と見え

且貴殿とも伊勢伊勢守貞親を云あり。親元ハ貞親の被官人あり。ゆゑ貞親を貴殿といひたりなり。此外同記

處小。公方の御臺所を上様と記しる

女房

人の妻は女房ニヨウバウといふ事。いふへハ妻に限らば品位よ。死女の
の事をいふ。女房といふ。古書を見て知るはし。
房ハつ布糸ふて。則部屋ハヤの事なり。御所おと小奉公を系

女の品位とて女ははげしき給たりて住居可なり。はげし
孫成かまへて居る女ある由云女房と云ふを。源平盛衰
記小。壹岐判官知康が鎌倉少く手鼓を打し事成書たる條
云。女房男房心を澄し落涙すふと多う云んり云。男房
といふ事ハある事少て古書少も曾て見えざは事あるを
ぞと。女房といふ事ハ詞のいさむひよ。もをふれて男房
と書きたるあり。菟生惣右衛門が書けるあるはしといふ
草子云。右の盛衰記の文を引て。古ハ女房といふの事ハ阿ら
成。男房といふ事も有るといへり。と。笑ふ事成。我が居住す
菟生ハ隣の國ハ事成ハ委く知りあるをゆと。我が居住す

る日本の事ハ甚うと云人よてあり。ゆと。と云ふ
男房といふ事を見ればおぼろたきなり

新造

人の妻ハ事を御新造といふ事。昔より云ふ事あり。蜷川殿
中日記にも見えり。江家次第小。以常住新造之數見分於
前司無實之數云。平治物語も。新造の内裏形云
云。續草庵集も將軍家新造の亭にて云。周防記小大内義
隆新造の屋形をいふと云。あど見えり。よれ人ハ妻成迎
るも。必妻の住居をづき家を新ら。造作する由云
御新造といふあり。或説ハ船成新く造りたるを新

艘として祝ふなり。是ふあざらしく云ふ所をいふるは無理
ある説なり

御前様

今世大名の家僕其主人の妻の事を御前様と云ふ昔々家
僕ふうざらげ其夫も我妻は事御前といひあや義
經記伊勢三郎義經の臣壁ふ耳をあてて聞かばやござん
やござんとおおれざらうをぞおとせぬはるかありては
ざあたる風情していふ又同書大津次郎の事女ハを
とくひの腹成を急か給ていさゝぬてぞいさかけふ大
津次郎やござんといふむ々々おとせぬ云々

きつられ御前ハ皆夫が妻成とぬ詞あり。ござん御前の略語
やと云ふふらむおこす詞あり其夫も御前とよむ家僕ハ殊小御前
といふべき事なり

御袋

人の母をおぬくろといふ事。后宮名目抄は母をぬくろお
ぬく後といふ事。母も人成袋にあぞぬ侍る事ハ胎中
其子の籠まゐる時袋の中は有る如くみて侍はめてたれ事
ふちとぬれく申侍るなり。是又さのそ久しくといふ侍
らす云々久しくといふ昔より久しくといふ事貞丈按ふふくろハぬところの略
語あるは久しくとぬれを略してぬころとなりぬころ轉

してぬくろとある事。薩摩國の人の状。御懷
様と書て送る事あり。彼國にてハかく書あらハせるお
り。ろた書やうねる。小兒ハ母のふところこそそご物
あはれぬと。略轉語と見る事理。小近うらん。惣て和
語より略語轉語多し

女郎

本朝俚諺小云。白樂天詩。木蘭曾作女郎來。濱鱗露杜牧詩
は女郎捺乱送秋千。五車韻瑞北夢瑣言云。一日見一女郎。近世
女の事を女郎といふハ是等ふと多し。上臈の字は用る
ハ非あり。上臈中臈下臈の品ハ女のみ不限る。なれば。女

小上臈中臈下臈といふ事ハあるハ。官女の位を上中下と
分たし名あり。賣妓の事を女郎といふ事多し。女といふ
意あり。上臈といふ事ハはあり。又搜神記曰。吳餘杭
縣南有上湖。中見一婦來。年可十六七云。女郎再拜曰。既
向暮。此間大可怕。君作可計。因問女郎何姓。那得。忽相聞云
云。といふ事。この文より思ふ。婦人を女郎といふ事
我國の俗語ハあり。さる事。

家來

家僕を近世ハあづか。家來と云ふ。家來と書ハ。家來と
書た事あり。はれ。世間通用ハ改る。よ。おと。糸ど。

家内の
を以て

其本ハかくありと知置置^モ。但し家礼と家僕とは少
し差別ある事あり。源氏物語藤のうら葉の巻^モ。文籍
小家礼といふ事あり。何^カのおし^シもよく覚え
るらしき云々。河海抄^小。高祖紀云。六年高祖五日一朝太公。
如家人父子禮。太公家令說太公曰。天無二日。土無二王。今
高祖雖子人主也。太公雖父人臣也。奈何。令^テ人主拜^セ人臣云
云。此文史記高祖本紀六年小見
えと。家令ハ家老の事あり。花鳥餘情^小。家禮とて子の父
を敬ふ事あり。他人ありとて子に准して礼を以て
然バ。今の世も家礼といふ来りあり。注^ス。さきより。家礼
の二字を。史記^ハ。如家人父子禮^と。いふ文より出たる称^ハ

るが。他人ありとて子に准して礼を以て然バ。家礼とい
ふ由。花鳥餘情^小。いふをたる如く。公家衆の攝家へ参り
て朝廷の公事故實^ハ。習^ス。んが為^ニ。常に伺候し。子の父
成^ル。うやまふが如く。さきより。人々を。攝家^ハ
と家礼と称を。いふ。事^ハ。家僕も同
じ如くなれども。攝家の家僕^ハ。あらば。武家^ハ。ても家礼
と云ふ。右に同じ。東鑑^{卷三十四}。仁治二年
十一月廿七日の記。小當將軍御時。関
東。射手^ハ。似^セ。繪^ハ。可^ク。被^レ。圖^ル。之由^ハ。有其沙汰。今日^ハ。以^テ。評定^ス。之^ハ。次^ハ。先^ニ。
注^ス。其人^ハ。數^ハ。北條陸奥掃部助。若狹前司。佐渡前司。秋田城。及
爲^レ。意見^ス。者^ハ。被^レ。用^ル。捨^テ。之^ハ。自^レ。京^都。就^テ。被^レ。仰^下。爲^レ。被^レ。進^見。也。而^{シテ}。前^ハ。武

州祇候人依爲達者被召出之輩可被加否及再性沙汰是
前武州不可然之旨有御色代之故也雖致彼家禮爲本御
家人也又勤公役之上爲堪能之族依何憚可被除哉之由
遂治定云々此家禮も本ハ將軍家の御家人あるが北條家
自身を寄せて祇候人といふなりたるが家礼といひたるなり
右に如くあれバ家僕也家禮といハ差別ある事あるまじし今
世ハ家僕のこと成家來といふ家禮を書違へたるなり家
禮も家僕に如く召仕ふものある事混雜して差別な
くたしむるなり

御所

將軍を御所と稱し同御父の事成太御所と稱する事ハ足利
將軍家の初代より此事ある事今川伊豫入道了俊貞世
の難太平記中略貞氏讚岐入道殿と申其御子して大御所
錦小路殿ハ渡らるるなりと云へ貞氏の子尊氏公なり
尊氏公の子義詮公を御所といひたる事尊氏公成太御
所と云ふなり錦小路殿といハ尊氏
の弟直義なり

人體之部

月代

さういふ剃る事古ハ貴賤とり常よりかいたる事なり
みち惣髪ふく頂の上百會の邊ふて髻を結ひ身を休むるも

さ申ひの緒ハ細く平ある組緒を以て下より上へ刀ハ柄巻たる如く菱小巻上てうらまゝ結ひ留め置りて水油ある髪をまぐ事ハあやむせ付のうらた油あざきあしむあんうづらあざの縁をりふくおくき毛ねごをバはを置ちり。髪ハキの先ハコがびして茶筌チャセンのごゆく乱して置あや。人ふとあやく氣キのなせて苦しむ病あれバ額ヒタの上の毛は残して頭の中を丸く剃りて其上ハ額の毛を引りけて剃たる所残隠し置あり。氣サマの逆ノボ昇ノボするふとりて其氣を漏る為よ剃るも急をりいさといふ事也。逆氣サカといふ事也。いとや音相通するゆゑはかやれといふ事也。又其

剃りたる形。月の如く白きゆゑ。ほそくはと云ふ事也。月白と書ゆゑ也。今を月代と書あり。又軍ふ出て曹カク戎ト着ふゆゑ。氣キ昇ノボして苦しむ人ハをかいた也。然る形也。人毎り如此したるふもあらず。但しあはれと額の毛をバのこしと剃りたるあり。結城合戦古画。結城七郎氏朝が切腹の體カラダを画たる事あり。嘉吉元年。結城が頭カウのにかいた剃りたる體。額の毛は残して丸く剃りたる事あり。其外古画を見る。下部シモの者あざはらうりたるも間々見ゆる事也。多くハそらぞら象體ゾウちり。玉海ツキ。月輪ツキ禪ゼン閣カク兼ケン。實公サツの日記。安元二年七月八日。建春門院崩御の記云。自ミ件ツグ簾中時忠卿出首シラ。其鬚ヒゲ不正カク。月ツキ代ト太見タミ苦ク而シテ

色殊ニ 示ニ 龍大臣以下云。下畧此文年 又無住法師梶原景時が書 砂石集山打聞引之 小月代のある入道とあり。又西行法師が書ふ撰集

抄。あをゆへにや川を渡る僧の近く家を出るや見えそく。月志ろあど何ぞぬこのふ見えたる云く。あれらハ俗の

時の月代のあとの 又太平記五の巻大塔宮熊野落の條 小云。片岡八郎矢田彦七あらし何つやとてとてとをぬさくそとよさ。お

く。ほこの山伏あらし孫む。わかやれの何やうをれさし云く。こもくら合せて考ふるよ。そのいれ剃る事ハ。高倉院の御代の頃より以來の事う。これぞもあきら天下の諸人お。あだく志する事うは何らす。たよく。逆昇の氣

を苦くむ人う。又ハ合戦の時人ふたりて剃る事にも有てしなり。今世の如く天下に諸人貴賤お。あぶくわかき剃る事お。形も。永祿天正の頃より天下戦國とあり。大乱世よ。連年合戦打は。さくさく。兵士ども多く。曹カフドを着て。首カクベの熱ま。苦くみてをこのいれを剃るよ。額毛カクベ残ま。さくさく。はくさく。落し。月代も大に剃るむ。右の如く。て六七十年ば。うり。経て。慶長六七年の頃ハ。世も太平に志シ。げ。うり。は。ま。は。や六七十年む。うり。も久く。あ。事あれど。わかき。事おのげうら

世の風俗とありし申す古風不立ちへる事ありて今日
に傳ツクてたふあり。けき少も元禄寶永の頃函ぐハ貴賤
の中ハ古風を志しひまさうひさ剃らば惣髪形も人も
間々ありし由老人の語りて聞傳へたり。今ハ大名の
内の者あどふきくまきく御旗本の衆みハ一人
も形し古へるをのいれそりたるを人ハ隱しきま
しに。今ハ此のいさ剃る儀禮ゆし。そりざらば無礼とす。
是時世の變あり。礼だふと時とくも變法あり。今
とふ月公家衆も古風を守りてさかいさ剃りしは
人ハ一人もありしぞ。

額隅

額ヒタ不隅スミを入る事。貝原好古ハ和事始一の卷人倫門ハ昔ハゲ
しきとして髪ぬく物を以て額上を少しし抜りに。信長
公髪を抜る益あり。頭の痛む事々愁へて剃刀を用ひぬ
む。形を云々。按ずるハ此説信しがき。げききとして髪
ぬく具。やうの額の髪を抜事等。古書ハ見えざる事あり。
和名抄ハ鑷子ケヌキも見えぬ。漢語抄を引く波奈ハナ父
沼岐ヌキ俗云計沼岐ヌキとあり。鼻毛ぬくに用ひ。あま予
ハ古老の物語ハ聞傳る。ハ寛永正保の頃天下まづふ
治チアハまじし。戰國を去る事遠うら。後ハ戰國の餘

風残アテ。血氣の勇を好む腕立也。喧嘩口論辻切を
して。人を惱ませを以て手柄多し。處々方々に徒黨を結
び。何組と名付多。江戸中も横行する者多し。かのや川
ばら成名付て男立といふ。其者ども體相之異風より
一をくく。人々怖きら。此ん事好むふりて。顔を恐し
く見せんが爲に。額の両方にも之抜き。隅を深くぬり入
る。頭部を崩して。面部ゆるし。顔成廣大にあり。らん。青
竹を火よ何ぶり多。髪ふあて縮み髪と。髭之造也。
腕背中ねど。文字繪ぶ。或は墨を塗る等。此事を好
む。あり。男立をぬ者も。かの血氣の勇を羨み。額より

毛ぬき成あてざるハ男もあらす也云て。男立のやうに
して。額の毛ぬく者。下部などふ間へあり。其類世
に廣くたふ多。後ふて其風上へともうはるのなりて。歴
歴のたる人も。額に隅を入る事にあらずとぞ

女假粧 齒黒 抜眉

女の假粧。此事。日本紀持統天皇六年閏五月乙未朔戊戌。
賜沙門觀成。純十五匹。綿卅屯。布五十端。羨其所造。鉛粉と
見えたり。鉛粉古ハ志。後いとのといふ。今あり。ろい。い
ふ物なり。觀成と云ふ僧始て作す。持統天皇不獻せし
なり。是より。顔にあり。ろい付る事始す。軟眉之作

る事ハ上古より何也。日本紀仲哀天皇八年秋九月紀不
愈茲國而有寶國。譬如美^ハ女^ノ之^ノ眼^ヲ有^リ向津國^ニ。用^ニ麻^ヲ也
見えたり。またびさハ眉引^ハあり。新羅國をほめて美女
の眉引^ハふもくもあがり。眉引^ハはゆきを引^ル眉^ニ成
作^ルをいふ也。仲哀天皇の御時既^ニ此^ノ譬^ヲ言^ハれど其
始^ハ猶^モ前^ノ代^ノより此事あるはし。萬葉集^六卷^六大伴家持
初^メ月^ノ歌^ヲ振^リ仰^テ而^シ若^ク月^ノ見^ル者^一目^ノ見^ル之^ノ人^ノ之^ノ眉^ノ引^ル所^ノ念^ハ可^ク聞^ク
とみえたり。三日月の形を女の眉引^ハたるともあ也。
家持ハ光仁桓武の朝小仕へし人あり和名抄容飾具小輕粉和名閑迹粉和名
之路岐毛能白粉俗云波布迹黛和名万由須美黑齒俗云

波久路女澤阿布良和太あづ見えたり。和名抄八源順の
作形也。順ハ村上天皇の時の人ナ。案其頃髪にゆしろい
はる。眉を作^リ齒よくゆめ綿を油よむもし置^ク髪^ハ
付^ル事^ハあど専^ラあり。事^ハあど然^レ知^ルずし

下髪

女の下髪^{サガミ}として後^{ウシロ}へ髪を下^{サガ}る事^ハあれも宮女の風俗あり。
女^ハ多^ク髪^ノ長^ク成^リ称^ス事^ハあ也。長^{ナガ}か髪^ハ又中^{ナカ}中^{ナカ}かも
どを入^ル。髪^ハ長^クき體^ハ小^チやもろほふあり。天武紀
朱鳥元年秋七月乙亥庚子勅^ス婦女^ハ垂^ル髪^ヲ于^テ背^ニ猶^モ如^シ故^ノ
と見えたり。女^ノの垂^ル髪^ハ事^ハ上古の風俗なり事^ハ成

知るべきし。右は天武紀ある垂于髮背の四字をスベレモ
トハリと訓めり。今髮のゆひ様にスベレカシといふ名
阿ふハハ水ふとまるともや

姓名之部

姓氏差別

姓も氏も二字とて小ウチとてめづると。姓と氏とを差
別ある。續日本紀卷十二。聖武天皇八年十一月丙戌の紀文
ふ。賜姓命氏といふ事見たる。史記の索隱も。賜姓
命氏といふ事あり。和漢とて小姓と氏と差別ある事
なり

姓

姓ハ日本紀小。天武天皇十三年十月己卯朔詔曰。更改諸
氏之族姓。作八色之姓。以混天下万姓。一曰真人。二曰朝臣。
三曰宿祢。四曰忌寸。五曰道師。六曰臣。七曰連。八曰稻置。云
云。混天下万姓とて。天下の万姓を約て。八色の姓カバキふく一箇
とめよとて。いふ事あり。又此一二の次第よて。姓カバキの
尊卑区分はあり。左傳正義に。姓者所以下以統繫百代使不
別也とあり。此意ハ姓といふものより。孫々百代の末
小至るまでを統べたる。別の家筋よあらぬやうに。只
ふ爲る。いふ事を。衆姓。孔子日本紀の訓古代とて

カバ子とよみ傳へたり。ウチとよみ傳へたり。歴代の國史小。賜誰某朝臣姓。或ハ賜誰某真人姓。といふ事見え多し。是れ加波祢カハネ源平藤橘の類を姓とせむハ誤あり

氏

氏ハ源平橘藤原菅原在原清原大江三善安倍中臣齋部イムベ卜部等の類をいふなり。續日本紀卷五元明天皇和銅五年十二月乙酉。阿倍朝臣宿奈麻呂言中是阿倍氏。正宗與宿奈麻呂無異云々。續日本後紀卷三小。養和元年十二月乙未。良枝宿祢安倍氏之枝別也云々。文德實錄卷二仁壽元年九月丁亥。無品親子内親王薨。親王者仁明天皇之

女母藤原氏云々。卷十天安二年閏二月丙子。是日召會諸司別所中皇子源。每有時有於殿上落髮入道。此夜有灌頂之事。二人者。皇子之得姓者也。每有云々。右阿倍安倍藤原多治清原氏と記せり。得姓者云々。源氏ふ多朝尤傳正義ふ氏者所以別子孫之所出也。とあり。此意ハ氏といふ物ハ子孫の出所を別る爲ありといふ事なり。所出を別つや云々。源氏と清和天皇と出る。平氏ハ桓武天皇より出るといふ類あり。此外其人の生國の地名を以て氏とせむも有り。或ハ何ぞ功勞此事ありたり。其事ハ以て氏を給ふたりとあり。まづら皆其氏の因て出る

所あり其出不所を別けん爲に氏名の名なる。藤氏
源氏長者といふ事ハ何ぞ藤姓長者源姓
長者といふ事ハ藤源等ハ氏形也 日本紀卷廿七に天智
天皇八年十月庚申遣東宮皇太弟於藤原内大臣家授大
織冠與大臣位仍賜姓爲藤原氏云々此賜姓爲藤原氏也
あるハ朝臣の姓ハ賜ひる多かり本文ハ朝臣の二字脱
たなり其證ハ續日本紀卷一ハ文武天皇二年八月戊子朔
丙午詔曰藤原朝臣所賜之姓宜令其子不比等兼之と
見えり是天智天皇の時賜姓とあるハ朝臣の姓を
賜ひる事あり日本紀ハ朝臣ハ二字脱たふ事知るべし
朝臣ハ姓藤原ハ氏形也

右二箇條ハ姓氏の正義あり右の外ハ日本紀以下國史
ハ賜藤原朝臣姓或ハ賜清原真人姓とありいふ事あり
藤原清原ハ氏を承朝臣真人を姓なり氏ハ姓とて
連ねていふ時ハ言文約々藤原朝臣姓といふ事國史の
文例也實ハ藤原氏と朝臣姓とハ賜ふといふ事國史の
文例也右は如くにいひるなり
國史の中ハ氏と書ずれば
姓と書たる所あり是等
本より國史の誤り又ハ傳寫の誤り又氏の号れ脱せしもあり
又姓の号脱せしと見ゆるとあり是らハ正義ハ非ず
前後ハ文例
ハ違る

八色外姓

前ハ記したる八色の姓以外ハ王公首造直縣主村主人

伊美吉^{イミキ}、史勝部^{シトウ}伊吉^{イキ}、阿祇奈君^{アキナ}倉人^{クラヒト}なる姓あり。拾^{シツ}苒抄^{センサウ}姓名録抄等不見えたる。又姓形なき氏あり。右の両書不見えし。

尸

中古以来の書、尸^{カバ子}字、いふ事見えざる。尸字カバ子とてむ。まゝなり。真人^{ニヒト}朝臣^{アソン}宿祢^{スツチ}等の類、事なり。古代の書、まゝ姓字をカバ子とてみよ。朝臣真人宿祢等の事、姓^{カバ子}字、いふ。中古以来源平藤橘の類、誤る姓とするゆゑ、別尸字を用ひてカバ子とてみよ。朝臣真人あとの事とせざる。誤る系、上古の書、尸字を用ひたる事曾てなし。

尸字ハカバ子とよみ、死人の骸^{カバ子}の事あり。生てある人の姓ハ尸の字を用る事、いふ。まゝあり。抄等、いふ。姓の事、尸と記し、氏の事、いふ。姓と記したる。中古以来の書、皆かく取違て記したり。姓氏録源朝臣の條、爲尸主と見えざるハ、姓主とあり。後人誤る尸の字ハ、寫せる。ある。まゝし。上古ハ尸の字を用ひたる例、さうなり。

複姓 單姓

近世儒學をさる徒の姓名、或署する。唐人の真似をして、複姓を省き、單姓とせるもの多し。複姓とて、二字或三字、姓をいふ。單姓とて、一字の藤原の原を省きて、藤某とて、清原を省き、清某と記し、物部^{モノベ}或省て、物某といふ類あり。あれ甚非なり。古ハ我國も、菅原の原、或署して、菅丞相

さといひ。大江を畧さざる江帥オホヤケといひ類。阿まるとも。是を私
の称めて公の事オホヤケはあらば。或説ふ。菅原清原藤原は原
姓。大江の大字。物部の物字。小野の小字。ちとて虚字あ
るゆゑ。虚字は除く實字をとりて。單姓よかりふたり
といふまじ。大なる誤る。姓は虚字實字をど論ぢる
らば。虚字實字といふ歌の
みやうにある事あり。單姓よかりごと
いふ事もねらる事なり。單姓よかりごとれば。唐人のやう
にさあさるべと云ふ人あり。何ゆゑ唐人はやうにさあさる
るに事う心得がき。唐人よと百里諸葛古野司馬あ
ご云ふ複姓あり。唐人よればとて。單姓よ限たる事あり

ハあらば。其上よと近世ハ藤原の原は省さる。藤某と書
るといふ。唐人らしくありとありふみや。藤の巾冠サツカラを
除くも。藤某とかき人あり。いかに可咲ウツカしき事なり。はる
儒者が日本橋邊に在る宅を品川へ移して。唐へ一里近
くして悦びありといふ物語あり。まともなふは。さ
あそ唐人の衣服を着たくありひくめ。さういふ剃て
麻上下着ると何れも心をあはさる。儒者ハと
かく日本の風俗は改めて。漢風よ爲る事通癖あ
り。然まるとも儒者よ唐音は知らざる者多し。唐音ハ
能習ひ熟まると事なり。唐音よ熟せざれば。漢籍をよ

みくも意義に達せざる事有り。又詩を作るに、唐音或
ちらびて作られたる詩ハ諷をまぬる事多し。唐音を習
ふハ小學文の助けある處也。

姓不附たる氏

真人の姓ハ何々の氏。朝臣の姓も何々の氏と上古より
定りあり。其定ハ拾芥抄姓名録抄等ハ部を分る記を
り。甚多き由也。今ハ畧さる。

假名

假名といふを。近世ハ苗氏メウジなり。亦ハ假名とい
ふ事ハ昔々なり。あるは、義經記頼朝義經ハ、
對面の條ハ、

ある人ぞ。假名實名或尋ねて参れとて云く。假名と書
ハあやまらなり。家名と書ばし。今昔物語ハ、
昔上総守平維時朝臣といふも貞盛此間字缺が
子に、かくまゐる兵なり。其郎等ハ家名ハ、
字ハ大紀といふ者何と云く。左傳正義ハ氏を猶家と何き
を家名と書をよとてさす。天下の武士源氏も平氏と
いふもあり。源某平某といふ名のかつてハ、
其家筋も、ちがひたが申あり。各其出生の地
名。或ハ領所の地名を氏の上み添て名のかつて。其家筋を分
るなり。是れ家名といふなり。先祖ハ其家の苗

ある由ある苗氏メウジといふ。是ハ源平藤橘あぶの氏以上。又氏を複カサしたる形也。かの地名の形もち氏とあるなり。苗氏を名字と書ハ非あり。名字なりとて。姓も氏も名も。あまきハ縁ハ

實名

實名といふハ名乗あり。古代も名少しといふ。後ハ名乗といふ。實名といふ形也。後代ハ何太郎。何次郎。或ハ何右衛門。何兵衛とていふ。名少しといふ習り。多し由ある。名乗の事を實名といひきくるなり。

字

字の事。唐土少くハ人ごとくハ名とあり。字少く二つだけ付あり。常々人呼喚ハ名乗をとふを不敬とて字をよぶ形也。字ハ人々たづひよとむるハ以常の名なり。日本ありハ古より人ごとくに必字付る事ハ稀にハ字付し人も有るあり。日本紀孝徳天皇即位之條曰。大伴長徳オホトモノサダトク字馬連ウマノムラジ云々。又續日本紀卷廿一。廢帝天平寶字二年八月甲子。以紫微内相藤原朝臣仲麻呂任大保。敕曰。自今以後。宜姓中加惠美二字。禁暴勝強。止戈靜亂。故名曰押勝。朕舅之中。汝卿良尚。故字稱尚舅。云々。あづら古書不見え。疑もあき字形也。此外字付くる人

文屋康秀が字文琳。平貞文が字平仲。曾祢好忠が字曾丹の類。

たま〜ハ何〜^{アヤ}なり。字ハ常ハ互に〜^{アヤ}びか〜^{アヤ}名ノ事
あれども。何兵衛何右衛門なども官名なり。字とハいひ
き〜。今昔物語。字ハ大紀ヤいなる如きハ字ともいふし。
何太郎何次郎など。字ともいふなり。^{古書の中に名乗の事}
誤る。何太郎何次郎と字と記し〜^{を字と記したるあり}
〜ハ思われぬ。常ハ〜^{名ある申字に似たるあり}近世
の儒者。或ハ書家など。〜^{字をつくれども人その字を以て常}
〜^{事あるを〜}〜^{唐人のまね}〜^の
〜^{その字ハ世に用}
〜^{ひらきざるなり}。

童名

古ハ小童よおさ^カ名あり。〜^{ハ名ともいふ}。元服以前の
名あり。何丸何千代丸を〜云ふ名なり。是貴賤共り同

し。元服の日何太郎何次郎と名けり。實名を〜付るなり。今
世ハ赤子ハ時〜。何太郎何次郎何之丞何之助等〜名付
るなり。何太郎何次郎ハ烏帽子名と〜。元服の日〜名乗
る。是古風あり。助丞等ハ官名の字を〜。何きとおされ名
に當らざれども。今世の風俗を〜。

兵衛 衛門

何兵衛。何右衛門。何左衛門と名ける事近世ハ風俗あり。兵衛
右衛門。左衛門皆官名なり。官ハ天子〜任ぜらる〜
ある。私ハ官名成り〜事ハあらむ。然るに永祿天正
の頃以來。大乱世の時代ふ。天子ハ御威勢も衰へ〜。武士ど

この威勢盛ふ起り。無法我まふありて。我心はるをよ何
守何カミみある官名をぬきみる名なきども。天子とて法
きを咎めり。事もなく。其はるに打捨置けり。お急何ま
たの年月を経るまふいつとある。武士の風俗と有りて。
官名は心はるせふ名の不事とある。後より農民商人穢多
乞食に至るまで。何兵衛何左衛門何右衛門と名の不事よあ
り来り。然きども治世ふありて。守み頭助等此字をぞ
憚り。後より。其中に縫殿助内藏助あり。今も猶憚り
ぬとあり

百官

百官名とて。中務。式部。治部。民部。刑部。太藏。掃部。織部。主水。
外記。内記。大學。藏人。あづの名は付あり。右みい如く官名
をぬきたる有り。世俗よこれらに類をば百官名といひ。
何左衛門。何右衛門。何兵衛。なると百官名ふあらばと心得多
る人もあり。をわき事有り

東百官

東百官といひ。多宮。伊織。衛守。小法師。要人。東馬。一學。右膳。
左膳。求馬。藏主。右門。左門。あづの類。此外猶多し。是等ハ相
馬。將門。平新王と自称して。下総國小都を建く。百官は
置し。時の官名なりといひ。俗説の妄言あり。用ふ處あり

らる。古事談云。將門逆乱者天慶二年十一月始披露云々。
 領東八箇國。奪官鑰。任國司。惣行除目。大臣以下文武百官
 皆以點定。但所闕者曆博士計也云々。此文をもて見れば將
 門が置し百官ハ大臣以下の諸官悉く皆朝廷の官号採用
 ひたるなり。新^タ官号を作す。ふらあら。然をどうと
 曆博士やぞ。闕^{カキ}置^ガざる。とあり。曆道は知^ルる者
 なる。ゆゑ事をかきたる。なるべし。古書に東百
 官の名付くる人ハ一人も見えぬ。是亦證と^ル。室町
 記といふ書。真字みく書て廿五卷あり。尊氏義詮義満三代の事
 を記し。卷尾ハ飛鳥井雅綱の跋あり。是偽書あり。事實を
 記す所實録と曾て合はず。載る所の人名東百官の名多し。室
 町殿の時代ハ東百官といふ名目あり。其名付たる人も

太郎次郎

昔ハ太郎次郎三郎の上。氏を添ていひしなり。源太郎
 平次郎藤三郎の類なり。源^源平^平藤^藤橘^橘橘^橘或ハ吉の三
 三枝清^清清原^{清原}紀^紀紀^紀文^文文屋^{文屋}善^善三善^{三善}宗^宗惟宗^{惟宗}新^新新家^{新家}氏又^又此^此外
 氏^氏の氏^{の氏}あ^あら^らる。何^何也。新撰姓氏録拾^拾枚抄^{枚抄}姓名録抄等に見
 え^える。近世ハ源氏の子^{の子}名^名ふ。平次郎平兵衛などいふ
 も^も何^何也。藤原氏の人^{の人}ハ源三郎平四郎などいふと何^何也。お
 後^後あ^あら^らる。物^物成^成知^知ら^らぬ^ぬと^とも^もあ^あら^らる。なる事^{なる事}なり。む
 か^か梶原平三景時が嫡子^{の嫡子}ハ源太景季何^何也。此時^{此時}ハ近

世のぶとくみだりふ取違ふるやうなる事ハ形し。梶原ハ平氏ふて源太と名付る事子細何ふべし。景時ハ頼朝卿の寵臣なるもゆゑ若頼朝卿より源の字を賜ふと源太といひし。其事東鑑よりみざる故あり。事あるべし。嫡子ハ太郎二男ハ二郎或ハ次郎三男ハ三郎なり。以下推て知るべし。近世も嫡子ハ何五郎何三郎三男に何太郎何次郎ありて。嫡庶の次第乱れし事あり。むづか。曾我祐成と兄少く十郎といひ。時宗ハ弟にも五郎と名せしむるハ子細ありて常の例に違ひ。事あるべし。其故ハ正一記實録に見えざる事あるも今ハ知るがよし。

氏左衛門右衛門
権

藤左衛門ハ藤原氏の人ハ左衛門の官よりありたる形也。藤右衛門藤兵衛ふども推く知るべし。平左衛門源左衛門以下其外の諸氏も同意なり。推て知るべし。亦権左衛門権兵衛同。其権の字ハ凡諸官ハ何の官ハ人数幾人と定めあり。然るも其官にとりて勤方繁くて定の人数ふても御用向辨し難き事あるべし。定の外ハ人数を増ふれば権官といふあり。権の字を氏ふあらば是も官名なり。

某内 某藏 某作

源氏の人ハ内舎人といふ官ふありたるを源内といふ。平氏

ハ平内といふ。藤内善内。三善氏あり其外推て知原し。此事吉田兼右卿の官職難儀に見えあり。或説源氏の藏人クラウダの職よありたるハ源藏といひ。平氏ハ平藏といふ。其外の氏も推て知るべしといふ。按ずると藏人の職の中よ六位藏人といふあり。六位藏人定數四人あり。第一臈を極臈キョウラフといひ。第二臈は差次サシツギの藏人といひ。第三臈は氏藏人といひ。第四臈を新藏人と称し。右の氏藏人ハ氏を添て藤藏人源藏人ありといふ。是を藤藏源藏といふ事ハ然し。然きを右の説用ひがきし。又修理の官ハ唐名は匠作といふ。源氏の人は修理の官にありたるを源作といふ。平氏以下

も推て知べしといふ説あり。さき有牙記やうなれど。古書よ見えはきき用ひがきし。

小太郎 又太郎

源氏の嫡子ハ源太郎あり。源太郎の子ハ小太郎なり。外の氏と同じ。熊谷次郎直實直家が子を小次郎直家といひ。河越太郎重頼が子ハ小太郎茂房といひ。たふみも知はし。又太郎といふハ小太郎の子をいふの

某大夫

源大夫平大夫といふハ源平の人ハ五位よりなりたるは。いふなり。是より大夫といふハ五位は事あり。無官の大夫敦盛と

いふて官ハあつて位をり五位小高ありゆゑあり。
何大夫と云ふも何をも抑れし事あり

助 丞

何之助何之丞といふ助丞の字も官名の字なり。何之進
の進も官名の字なり。源平盛衰記 卷十九佐々木馬 小如法何り
に事あり。旅人もいふ見えざりたるに草鞞置た
る馬追て一人見え来る。高綱つものいづれ人ぞいづく
へいふふやととて是はくりたる者に候が。かまふ
郡こあさの八日市へ行くものなりと答ふ。名ををりぬれ
といふぞと問へば男あやうげと思むる。さうなり。あ

うさぶ。どうくあーらへく問ひたり。紀之助とぞ名のて
たふとてえさる。むりも下賤のものよき。かくの
ごゆく官号の字を冒したるものもあやうと見えたり

諱

貴人の御名乗れとや。御諱といふハ誤りなり。人の存生
の時れ名ををりて死したる。これハ世の人の存生れ
時の名バ憚といふ。諡をいふ。宗と。父子たる
者。父の名をいふ。臣をいふ者ハ君の名バいふ。礼と。まふ
あり。故といみ名といふなり。此事唐の書を見えたり。
ちうくハ字彙。生曰名。死曰諱と見えたり。是を知らぬ

物ハあられたる系切韻

文字の音を反て事あり

の學ハ西域

天竺の

より唐へ

渡り來りたりといふなり日本へ渡り來りてハ人皇三

十一代敏達天皇の御代始りて佛法の渡り來りて時

是より前三十代欽明天皇の御時佛法渡り

より猶後ハ渡りて來りて其より

以前ハ切韻の學ありゆゑ文字の音反反とていふ事

ありきと名乗字を反とていふ事もあり古代の書に

名乗字反反と事曾て見えぬ中古盛りにてや出たる

事あり何と名乗字を反とていふなり文字に五行の

相生相剋の理を性も性も性も性も性も性も性も性も

いふより出たる事なり日本へ文字も切韻の學も

いふより渡りて來りて世に名乗字を反とて名付たる人ハ

然まども名乗字因て凶事ハ逢りていふ事を

古書に見えぬといふは事何の益もなき事あり

韻學者の説古人名乗字の凶あるに因りて其の凶に逢たるは例に擧ていふ事あり是ハ其道を貴くせんが為小誣て其説を

はかりたるなり予が知る人ハ名乗字ハ吉ありて凶とて不幸短命あり人あり人ハ身の吉凶禍福ハ名乗字の吉凶に

惑ふ事あり其上主人貴人の御一字を賜はるる我家に

通字と合て付く時反字が凶ありて二字とてハ改む事

ハあらぬ事なりおとろ人ハ身の上ハ吉凶ハ名乗や判ふ

とに因る事ありて我一心よりて吉をて凶は

招く事ありて武士も忠義の二は忘る事あり何事ハ恐る

一からす。たゞそ名乗ハ元服の日。烏帽子を着せ給ふ人より申受る事な衆。或ハ故ありて主人貴人の御一字代申受る事も有り。然るに今世ハ陰陽師又ハ出家をも代頼として。名乗字を反さして付るも多。かれ陰陽師出家かごともえがし親ふ當る有り。歴々の武士たる人かれらかえほし子にある事口をいし事ありげや。東見記云。名乗の反。日本ふるハ中古より有り。阿波と見えそり。詞花集と崇徳院仁平元年に撰ぐる。其詞花の二字を反して邪の字と反る代以て難ぜられくあり。日次記のどくも反の事ありとあり。中古以来の事なり。上言ふ

て曾てのりし。江家次第にも名乗切字の事見えたり。ともかゝも中古以来の事なり。

女名於字

近世の女は名小。おとめ。おさよ。あど。付る事有り。昔も如此。名きこも有り。太平記卷廿二。佐々木信胤宮方よある條。小。菊亭殿。御妻とてみめあり。大かひあり。其品いやしうらで。あまのさたか女房あり。きこ云。又云。おさいの局へめさし。云々。此おさいあど。いふ名。今の如くあしなる。付るハ何ら。きこハ如此。名付し人もあり。た衆。

役名之部

家老 年寄

家老ハ家令カレウノ令レウハ小補韻會コホウオンノ廣韻クワウオンを引て命也法也といへ。命令ハ人ノ物モノハ申付マシケつりふなり。法ハ法度法式ホウドホウシナリ。家令カレウトイふ役也。主人ノ家ニ法度法式を司どりて人ノ物を申付マシケる役なり。家令ノ名目ハ和漢共ニ同じ。史記ノ高祖本紀カウソウホンキ小太公家令コトウコウカレウ説太公曰トウコウノイハレとある。家老ノ事カレウノコト日本ニッポンハ家令カレウノ名官位令職カレウノナクワンイリョク貞令マコトノカレウニ見えり。親王又臣下シノウマタシノカにも職事シヨクジノ一位二位三位ノ家令カレウハ朝廷テウテイニ補ホせり。位イを給キふなり。家令カレウハ二字カレウト讀

む。カレウ轉テじてカラウカトナリ。其詞コトバニ付て俗ソコニ家老ノ字ジハ用ヨウひたるあり。家令カレウノ事コトをシよりといふ也。家老ノ字ジをシ出デるル係詞ケイジなり。

城代

畠山記ハヤシマノキ上州カミシウノ城代シヨウダイ大石石見守憲重オオイシシヰノミノリノリノリ云々。河内カワチ若江ニガハノ城代シヨウダイ遊佐河内守ユサカワチノミノリ云々と見えり。

用人

用人ヨウジント云ふ名目。昔ハ今世ノ如ク定マりたる役シヨクノ名ナハ何ナニらカらカその名目ナメとあり。東鑑トウカン卷二クワンニ 養和元年ヤウワノトシ四月シツ廿日ニニジツ條ジョウ 小遠江國コトウエノクニ淺羽アサノ庄シラ司シ宗信ムネノブ依ヨ安田ヤスダ三郎サウロウ義定ヨシサダ訴カガ雖被收シテト公キミ所トコロ

領謝申之旨不等閑之間安田亦執申之仍且返給彼庄内
芝村并田所贓畢是子息即從有數尤可爲御要人之故云
云仁治二年九月七日條有臨時評定爲出羽前司
行義奉行細工所輩恩澤事有沙汰野世五郎拜領相摸國
横山五郎跡新田垣内等是細工故日向房實圓本給地也
女子類雖申子細付藝能充給訖今又爲御用人分勿論云
云太平記卷三十三新田義興自害の條兵衛佐殿も竹澤も他も
殊ある思ひをなされ傍輩共も皆おのり過たる御用
人寫本よハ御用人とあり印本ふも御要人とあり有べからば悦ぶぬ者多
うりり云と見えりゆゆハ要人あるべきが家老

小引續て肝要人といふ事をなす候しおもう主家よ仕ふる
人貴賤れ品こそハ何れも主用なれものありはれハ用人
といふ役のこゝ限るべからば要人とかさて其義叶ふし

奉行

奉行ハ物を司る役なるを奉行頭人トヨニあが書と臨時に命ぜ
らるる役なりその名目ハ國史にあり

奏者

奏者の事宗五記云公方様ふてハ申次シラシツギと申私にくと奏
者と申た案云々おき室町將軍の時れ事あり海人藻
效惠命僧正宣守の記云近日奉行頭人等内云次イヒツギを称奏者候

傍若無人の事也。奏の字ハ限_テ天子言事也。然則関白以下諸家ノ物成申_ス者を申次と称_スる_ル。如此事當世以外乱_ラ吹也。雖然順_ト時世_ニ可_キ得其意_ヲ也。と見えたり。

馬廻

馬廻の事。此称古より有_リあり。御内書案文_ニ。永正六年惠林院殿_{義植公}。細川右京大夫。小給む_ル。御内書の文_ニ。就_テ今度敵出張之儀_ニ。年寄馬廻之諸侍。無_ニ無_ニ如在通被_レ及聞食候。尤以神妙能_ク。可有褒美候也。と見えたり。

代官

代官の事。東山殿年中行事_{正月十一日}の條。小植島玄蕃助事。宇

治代官惣頭ナリとあり。是今世に代官と同ト_カる_ル。此外古書_ニ君の御代官と_シて_モあり。い_ハ主君れ名代と云ふ事_ナり。是ハ別の事_ナり。

同朋

同朋の事。或説_レ云。鹿苑院義満公幼少の時。細川頼之執事と_シて_モ養育_ス。頼之の計_ニふ_ク。法師六人_ハ異體の衣服_ニ。着_セる_ル。大小刀をさ_ス。倭房_{子イバウ}と名_ヲづけ。又童房_{トウバウ}と_シて_モ云_フ。何阿彌_{ナニアミ}と名_ヲらせ。色_ニは_シた_ス。是_レ義満公_ハ倭人をよ_クあ_ハり物_トし。笑_ムる_ル。是_レ義満公_ハ倭人をよ_クむ事_ニ成_レ教_ヘ奉_ラる_ル。為_ル。諸侍の中_ニ小倭人_ハあれど。

侍童房ナラヒと名成付きふゆゑ、佞人ナラヒとと耻ハらるゝと云、本ハ童房と書たふ成、後小同朋と書せりといふなり。按ぶるに是、偽説なり。大小刀をさし事も其時代の風よりなり。寶篋院義詮公、征夷大將軍御拜賀御参内之儀式に、供奉の行列を段々記して、其次隨身馬上隨身姓名。赤金襦の上、着小虎豹之尻鞆此間の文の太刀、滋藤弓、尻籠コオヒ負厚総コオヒの尻鞆懸カケて、左右を分ち二行今畧之に乗也。其次御長刀二振、御同朋右同前之上着あて、馬上にて持之と見えり。義詮公ハ義満公の父なり。右の文ハ同朋あれど、義満公以前より同朋ありし事を志すべし。

中間 侍力者 雑色

中間ナラヒといふハ、昔も侍ナラヒ中間、小者と次第して侍、小者との間あるゆゑ、中間といひ多しなり。中間昔より何ぞ、古今著聞集卷十七変化。主殿頭光任朝臣中。父朝臣中も、とみて召仕ひたふ中間次郎法師磨磨普通本よ。云々、源平盛衰記卷十三熊野新宮。黒丸といふ御中間とあり。是ハ高倉宮の中間をいふ。同廿二の卷衣笠合。雑色二人ハ馬の口むらせ。中間六人ハ左右ハ腰おさせ云々。同四十五の卷内大臣被。地藏冠者といふ中間と。力法師といふ力者斬の條と云々。東鑑卷五十弘長三年八月九日の條。来十月三日、將軍

御上洛小よりりて。諸奉行を定る中カシゴ小恪勤侍サマラヒ小野寺ノノ九近クニ大
夫入道光連。御中間信濃判官時清。御力者佐渡大夫判官
基隆とあり。是ハ中間の奉行をいふあり。太平記十七の卷
堀口貞満コホ小皇居ミコミヤ近くありき。貞満馬カマより下り。曹カブトを
奏請ソウセイの條。小皇居ミコミヤ近くありき。貞満馬カマより下り。曹カブトを
脱ヌケで中間よりいせ云々。下學集に。健兒所ケンニドコロ中間之
居所也。貞満馬カマより下り。曹カブトを
記云。公方様にハ御中間とてハあく候。又云武家よりガク雑
色シキを申ハ中間より下り。馬屋の者よりウマヤノモノあアぐり也。公家小
ハ中間をガク雑色と被仰候。又公方様の御雑色と申ハ。又別
て候云々。武雑書札篇小。天文二年七月六日の首クビ泮文を
記したるに。中間彦六とあり。苗氏ハシラふし。其外侍ヒトハ皆

苗氏を書きり。昔も中間ハ苗氏ハシラ名のつらとさる。と
見也。大的體拜記。矢取の中間直ヒタ岳タケを着キぎ由見ユミえ
也。今世の中間ハシラとてハ品シナとさる。記者シヤなり

小者

小者コモノハ事御成次第故實。伊勢備中守平貞イセ小云。御小者コモノ
御輿ミコリのきとほホとあり候。御志ミコシやうヤウをシ持候也。御小者
久クくクめメつツのノそれソレたるタル。ちと年寄トシヨシたるタルのノ持候云々。宗
五記云。公方様御小者ハ六人ムロヒトぼくボク番バンありて走ハシり候。尤候
本ホと小大名衆ハ四五人ムネヒトよヨとて過キ候。由古ユコ人ハ申され候
云々。永禄十一年靈陽院義昭公。朝倉義景亭へ御成之記

小御小者右の先熊若鶴若左の先梅若干若とあり。小者の名ハ何若と名付一ノ事と見也

右筆

右筆イウヒツの事。筆致執る人をいふ。東鑑卷一治兼四年六月廿二日條。小康清

歸路。武衛遣委細御書被感仰康信之功。大和判官代邦道

右筆被加御筆并御判云々。又養和二年五月十二日條。伏見冠者藤

原廣綱初參武衛是右筆也。馴京都者依有御尋安田三郎

被舉申之云々。是等右筆とて定まらるる役も何ら物

書きたるは右筆と云るなり。今川了俊の難太平記

今年とあり。以の外ミウブケ中風氣ある間時々右筆不叶思の外

の方に筆曲ヒカる間本より此鳥の跡イユク愈比興也と記あり。是了俊自身書く事は右筆といふるあり。人の代筆をまぐる事を右筆也。心得るハ誤なき。筆致執る書く事を右筆といふ。今世ハ役の名とあり。或説は右筆といふハ禮記ハ右史書言といふより出たりといふ

藏法師

藏法師クラホラシの事。武家に蔵を預り米穀あはれ出入イデする者を

藏法師といふ也。古ハ剃髮の者にあらざる役なるゆゑ。今世俗

人亦れ少くも昔の名目残して藏法師と云ふなり。源平盛衰

記卷四鹿ガ酒。師光ハ右衛門尉成景ハ右衛門尉とぞ申

けふ。信西平治の乱に討きし時。二人やとも出家して。右衛門尉入道ハ西光。右衛門尉入道と西景とそ申者。二人ながら御藏の預りて猶被召仕たり云々。東山殿年中行事に。正實房。定泉房事ハ御藏法師ナリと見えたり。

足輕

足輕の事古よりあり。源平盛衰記卷十三信連戦の條に。足輕共乱入てさざし奉きと下知を。同卷十四三井寺合戦の條に。足輕二三百人法勝寺に北ざはより祇園の邊まで。まゝありと在家ガイケに火を放ちあむ云々。太平記卷卅六秀詮兄弟討死の條に。楠が足輕の野伏三百人。両方の深田へ立渡りて。鏃ヤをそろへ散く。射る云々。雜談知要

一條兼良
公御作

足輕フキといふもの長く停止せらるる事。昔より天下のみならず事ハ侍サマほどあり。が依といふ事ハ舊記おとにも志シふさるる題目なり。平家のうづろといふ事をこそめば。うづろウズロと申侍サマのまゝ。おの度始り出れり。足輕ハ超過チョウゴしたる悪黨也。そのゆゑに。洛中洛外の諸社諸寺。五山十刹。公家門跡の滅亡ハうづろが所シロ行カハ。敵のたてこもり。うづろウズロ所シロにおきて。そ力あり。さもゆゑに。所シロを打やぶり。何多ハ火攻カキを財寶サイホウのみ。事ハ。ひとへにむが強盗といふ。かゝる事。ハ前代未聞の事なり。下下按アむ。古に足輕といふ者。合戦の時

